

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第720号)

平成21年12月10日

横情審答申第720号

平成21年12月10日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく

諮問について（答申）

平成20年6月16日市市情第290号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「別紙公開質問書記載の名あて人あてに送付された送付書及びその添付書類のすべて 又、送付された日時がわかる文書のすべて」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「別紙公開質問書記載の名あて人あてに送付された送付書及びその添付書類のすべて 又、送付された日時がわかる文書のすべて」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別紙公開質問書記載の名あて人あてに送付された送付書及びその添付書類のすべて 又、送付された日時がわかる文書のすべて」(以下「本件個人情報」という。)の個人情報本人開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成20年3月26日付で行った個人情報非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。)第2条第3項に規定する保有個人情報を保有していないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件請求に係る個人情報本人開示請求書(以下「本件請求書」という。)の記載のうち「送付書の回議書」に該当する個人情報については、別途、全部開示の決定を行った。そのため、本件異議申立ての対象となる個人情報は、本件請求書のうち「別紙公開質問書記載の名あて人あてに送付された送付書及びその添付書類のすべて 又、送付された日時がわかる文書のすべて」に該当する部分であり、異議申立人(以下「申立人」という。)が平成20年2月29日付で提出した「公開質問書」と題する文書(以下「本件公開質問書」という。)を市民活力推進局総務部市民情報室(以下「市民情報室」という。)から送付した際の、送付書及びその添付書類並びに送付された日時が分かる文書である。
- (2) 本件公開質問書は、広聴制度の担当部署ではなく特に市民情報室への送付を指定して区役所窓口に出され、その内容も大部分が市民情報室の所掌事務に関する事項であったことから、対応方法の検討に若干の期間を要した。その後、本件公開質問書の処理について、市民情報室において平成20年3月7日に起案し、同月11日に決裁となった。当該起案は、本件請求書に記載された「送付書の回議

書」に該当するものであり、その内容は、各実施機関あてに公開質問書の写しを送付し、又、当実施機関内で公開質問書の質問内容の一部を所掌する部署に対しては、回答内容を市民情報室あてに送付するよう依頼するものである。

(3) 以上のとおり、本件請求のあった平成20年3月7日時点においては、上記起案は回議中であり、当然、本件公開質問書の名あて人に対して市民情報室から当該文書を送付していないので、本件個人情報には存在していない。

(4) したがって、本件の対象となる個人情報は、請求日時点において、作成し又は取得しておらず、保有していないことから、条例第25条第2項に基づき、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のとおりである。

- (1) 全部開示処分をせよ。
- (2) 決定通知書記載の4、5は理由とならない。
- (3) 処分理由書を見て、詳細に述べる。

5 審査会の判断

(1) 本件請求に係る経緯について

本件請求に係る個人情報本人開示請求書には別紙として平成20年2月29日付の申立人名義の公開質問書と題する書面1枚が添付されており、そこには「横浜市長・担当副市長・市民活力推進局市民情報室・全実施機関・情報公開個人情報審査会および審議会・全市会議員 各位様」とあて名が記載されていた。実施機関の非開示理由説明によれば、本件公開質問書は市民情報室が都筑区役所経由で受領し、本件請求のあった平成20年3月7日時点においては、各実施機関あてに本件公開質問書の写しを送付するための回議中であり、公開質問書の名あて人に対して市民情報室から当該文書を送付していなかったから、本件個人情報は存在しないとのことであるので、市民情報室に確認したところ、本件公開質問書に係る経緯について次のとおり説明があった。

ア 平成20年2月29日、本件公開質問書が申立人から都筑区区政推進課に提出された。

イ 都筑区区政推進課は申立人の要請に従って本件公開質問書を市民情報室に送

付し、市民情報室は平成20年3月3日にこれを受領した。

ウ 市民情報室では、質問のほとんどが情報公開制度の運用等に係る内容であったことから、質問に対する回答は、情報公開制度に係る事務を主管する市民情報室が行うが、念のため横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条で定める各実施機関に本件公開質問書を送付する方針を決めた。そして、この方針に基づき、平成20年3月7日に、本件公開質問書を各実施機関に送付するための起案を行い、同起案は同年3月11日に決裁となった。

エ 市民情報室は、平成20年3月11日付で送付文及び本件公開質問書の写しを各実施機関に送付した。

オ 平成20年3月3日以後、市民情報室は申立人から窓口又は電話で繰り返し本件公開質問書を名あて人である全実施機関等に送るように強く求められたが、その間、3月7日と3月11日に、申立人は全実施機関に対して本件請求と同一内容の個人情報本人開示請求を行った。

(2) 本件個人情報について

個人情報本人開示請求書の記載及び上記の経緯から、本件個人情報は、市民情報室が、本件公開質問書の名あて人である「横浜市長・担当副市長・市民活力推進局市民情報室・全実施機関・情報公開個人情報審査会および審議会・全市会議員」に送付した本件公開質問書の写し及び送付文並びにその他本件公開質問書を送付した日時に分かる文書であると解される。

(3) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件請求のあった平成20年3月7日の時点では、本件公開質問書の名あて人に対して市民情報室から当該文書を送付していないので、本件個人情報は存在していないと主張している。

イ 当審査会において、市民情報室が保有する、本件公開質問書を各実施機関に送付した際の決裁文書及び送付文を見分したところ、実施機関が説明するとおり市民情報室は平成20年3月11日付で各実施機関あてに送付したこと及び各実施機関を除く名あて人には送付しなかったことが認められた。したがって、実施機関が本件個人情報を本件請求の日である平成20年3月7日の時点では保有していなかったことは明らかであり、本件請求時点では本件個人情報を保有していなかったとする実施機関の主張は是認できる。

ウ 次に、実施機関は本件公開質問書を平成20年3月11日付で各実施機関に送付したのであるから、本件処分が行われた平成20年3月26日には送付文及び本件公開質問書の写しを保有していたことが認められる。しかし、一般に、本人開示請求に関して行政不服審査の対象となる個人情報、本人開示請求の時点において実施機関が保有する個人情報であり、また、前記(1)の経緯からしても、本件処分の時点までに新たに保有するに至った個人情報は本件対象個人情報に該当しないとすることは、違法又は不当とはいえない。

(4) 本件処分における理由の付記について

申立人は異議申立書において「決定通知書記載の4、5は理由とならない。」と主張している。しかし、本件処分に関して理由付記の不備は認められない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年6月6日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成20年6月24日 (第128回第二部会) 平成20年6月26日 (第129回第一部会) 平成20年7月4日 (第61回第三部会)	・諮問の報告
平成20年8月28日 (第130回第一部会)	・審議
平成20年9月11日 (第131回第一部会)	・審議
平成21年9月24日 (第153回第一部会)	・審議
平成21年10月8日 (第154回第一部会)	・審議
平成21年11月12日 (第156回第一部会)	・審議